

催告による時効の完成猶予 宅建 H21-03-3 <<#589>>

【問】 正誤をつけよ。

Aは、Bに対し建物を賃貸し、月額 10 万円の賃料債権を有している。Aが、Bに対する賃料債権につき内容証明郵便により支払を請求したときは、その請求により消滅時効は更新される。

【答え】 誤り

<<ポイント1>> 催告による時効の完成猶予【★頻出基本】

1 催告があったときは、その時から 6 か月を経過するまでの間は、**時効は、完成しない。**
(時効の完成猶予)

⇒ **内容証明郵便**による支払の請求は、「**催告**」に当たる

⇒ 「**催告**」によっては、**消滅時効の完成は猶予されるが、更新はしない**

2 **催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、前項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。**(民法 150 条)

⇒ **催告をくり返しても、完成猶予の期間(6 か月)が延びることはない**